

令和4年8月26日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長

茂 松 茂 人

(公印省略)

「①学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について」および「②夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について」の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。このたび日本医師会より標記の件につきまして周知依頼がありました。

「標記①」の内容は新型コロナウイルス感染症対応について、保健所業務の重点化等の観点からの見直しが行われていることを踏まえ、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」の改定があったことを明らかにしております。また、感染拡大の防止と学びの継続の両立に取り組むことを前提にしつつ、地域の感染状況に応じて適切な判断が必要であり、このたびのガイドラインに示す基準を以って一律に出席停止の措置を求めるものでないことを前提にしております。そのうえで、現在、オミクロン株の特性等を踏まえ、学校で感染者が発生した場合であっても、保健所等による濃厚接触者の特定は必ずしも行われなかったことに留意を求めながら、「学校で感染者が確認された場合の対応」「濃厚接触者の特定について」「出席停止の措置及び臨時休業の判断について」の3点について詳述しております。

また、「標記②」の内容は今後、各地域において夏季休業期間が終了し、授業等が開始されるにあたり地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組む必要があるとしております。そして、学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障するため、引き続き、基本的な感染対策が重要となることを強調しております。具体的には「学校の施設・設備や教職員・児童生徒等が使用する器具・用具等の点検」「家庭との連携も含めた児童生徒等の日常的な健康観察や感染が確認された場合の対応等に関するマニュアル等の確認」「授業や学校行事

等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫の検討等を行う」など、地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組むよう示しております。

以上の主旨が下記の文書に記されており、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の依頼を受けた日本医師会が本会に対し、周知要請を行いました。つきましては、貴会におかれましても、ご了承くださいとともに会員医療機関へのご周知方、よろしくお願いいたします。

記

今回お送りする文書

1. 学校等で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について ※ガイドラインおよび主な改定事項(対照表)を含む

2. 夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症について

(1. 2. とともに令和4年8月19日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)

(事務局：地域医療1課【学校医部会】 湯口)

TEL：06-6763-7012 FAX：06-6766-2875

E-MAIL：k-yuguchi@po.osaka.med.or.jp